

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山保護区保護司会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山保護区保護司会		代表者名	会長 松本 寛	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		保護司会の果たす役割を担う団体は同団体の他にないため				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		保護司会は、法務大臣が委嘱した保護司で構成された団体で、保護観察所の指導のもと、犯罪者の更生と社会復帰を助け、犯罪や非行に対する予防活動を助け、犯罪や非行に対する予防活動を通じ、地域の健全化を図ることを目的として活動しているため。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		525,000 円	525,000 円	250,000 円	525,000 円	
		(525,000 円)	(525,000 円)	(250,000 円)	(525,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		・市民へ犯罪者の社会復帰のための啓発活動を実施するとともに講演会、研修を通じて保護司へ犯罪者の更生と社会復帰のための学びの機会を提供する。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		743,736 円		
		うち補助事業全体の経費		526,316 円		
		うち補助対象経費		526,316 円		
		補助対象経費の内訳		保護司会運営費		12,978 円
				分担金		91,000 円
				事業費(広報費、協力組織支援費、慶弔・表彰費を除く)		422,338 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 250,000円(本来補助金500,000円より半額返還)		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	コロナウィルス感染症の影響により事業を縮小したため	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		犯罪者の更生と社会復帰を助け、犯罪や非行に対する予防活動を助け、犯罪や非行に対する予防活動を通じ、地域の健全化を図ることができた。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		580,378 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無		

※令和2年度の実績に基づき作成しています。